

新設

届出

●C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
注2 導入初期加算

950点500点

[留意事項]

- (1) 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料は、
3月以上の保存的治療によっても十分な改善を得られない、
脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者(直腸手術後の患者を除く。)に対し、
在宅で療養を行っている患者自ら経肛門的自己洗腸用の器具を用いて実施する洗腸について、
指導管理を行った場合に算定する。
- (2) 指導に当たっては、経肛門的自己洗腸の適応の可否についての評価を行い、
「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添1の第16の10
に掲げる医師及び看護師が指導計画を作成する。
指導計画及び実施した指導内容は診療録等に記載する。

留意事項の追加

臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針及び日本移植学会「生体小腸移植実施指針」を遵守する旨の文書(様式任意)を添付

[施設基準]

生体部分小腸移植術

- (1) 当該保険医療機関において、生体部分肝移植術又は生体部分小腸移植術を合わせて1年間に5例以上実施していること。
- (2) 当該手術を担当する診療科の**常勤医師数が5名以上配置**されており、このうち少なくとも**1名**は生体部分小腸移植術又は同種死体小腸移植術の**経験を有していること**。
- (3) 生体部分小腸移植術の実施に当たり、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針及び日本移植学会「生体小腸移植実施指針」を遵守していること。

同種死体小腸移植術

移植関係学会合同委員会において、小腸移植実施施設として選定された施設であること。

移植関係学会合同委員会により選定された施設であることを証する文書の写しを添付

【II-2 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションやICT等の将来の医療を担う新たな技術を含む先進的な医療技術の適切な評価と着実な導入 -⑤】
移植医療の評価の充実 骨子<II-2(6)>

●K059 骨移植術 (軟骨移植術を含む)

改定

[施設基準]

- 整形外科を標榜している病院であること。
- 整形外科について5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
- 日本組織移植学会の認定する採取して保存した組織を他施設へ供給できる組織バンクを有していること。当該バンクを有していない場合は、当該バンクを有する保険医療機関とあらかじめ当該保存同種組織の適切な使用及び保存方法等について契約を有していること。

施設基準の追加

●新設項目(検体検査料)

D003 糞便検査

新設

D003 9 カルプロテクチン(糞便)276点

[留意事項]

- ア カルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA法により測定した場合に算定できる。
ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。
また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA法又はFEIA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。
ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

留意事項の追加

新設

D006 出血・凝固検査

<u>D006 11</u>	<u>FIP1L1－PDGFRα 融合遺伝子検査</u>	<u>3,300点</u>
<u>12</u>	<u>EGFR遺伝子検査(血漿)</u>	<u>2,100点</u>
<u>34</u>	<u>ADAMTS13活性</u>	<u>400点</u>
<u>35</u>	<u>ADAMTS13インヒビター</u>	<u>600点</u>

【留意事項】

●D006－11 FIP1L1－PDGFR α 融合遺伝子検査

- (1) FIP1L1－PDGFR α 融合遺伝子検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球性白血病又は好酸球増多症 候群と診断した患者において、治療方針の決定を目的としてFISH法により測定した場合に、原則として1回に限り算定できる。
ただし、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要があり、本検査を再度実施した場合にも算定できる。
- (2) FIP1L1－PDGFR α 融合遺伝子検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理由又は本検査を再度実施した場合にはその理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載。

●D006－12 EGFR遺伝子検査(血漿)

- (3) EGFR遺伝子検査(血漿)を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (4) EGFR遺伝子検査(血漿)と、肺癌の組織を検体とした悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)又は「ロ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する

留意事項の追加